明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

2　国際郵便の一連の運送に適用される全ての保障措置は、対処すべき危険及び脅威に相応するものでなければならず、郵便ネットワークの特性を考慮し、国際的な郵便の流れ又は取引を妨げることがないようにとられなければならない。郵便業務に対する全世界的な影響を潜在的に有する保障措置は、全ての関係者の関与を得て、国際的に調整され、かつ、均衡のとれた方法でとられなければならない。

第十条　持続可能な開発

1　加盟国又はその指定された事業体は、郵便業務の全ての段階における環境、社会及び経済に関する活動に焦点を当てた持続可能な開発に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに郵便業務の範囲内で持続可能な開発に関する周知を図る。

第十一条　違反行為

1　郵便物

1.1　加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行った者を訴追し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

1.1.1　麻薬、向精神薬及び爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質を郵便物に入れること。ただし、この条約がこれらの物質を郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。

1.1.2　小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。

2　郵便料金納付及びその手段

2.1　加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

2.1.1　通用中の又は通用が廃止された郵便切手

2.1.2　郵便料金納付の印影

2.1.3　料金計器又は印刷機による印影

2.1.4　国際返信切手券

2.2　この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために不当な利得を得ることを意図して行われた行為であって次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、処罰される。

2.2.1　郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行為

2.2.2　変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を使用し、流布し、販売し、配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は広告する行為

2.2.3　既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、又は流布する行為

2.2.4　これらの違反行為の未遂

3　相互主義

3.1　処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義についての規定の対象とならない。

第十二条　個人情報の取扱い

1　利用者の個人情報は、適用される国内法令に従い、その収集された目的のためにのみ利用することができる。

2　利用者の個人情報は、適用される国内法令により当該個人情報を入手することが許可された第三者にのみ開示される。

3　加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令に従い、利用者の個人情報の秘密性及び保護を確保する。

4　指定された事業体は、その利用者にその個人情報の利用及びそれを収集した目的について周知させる。

第二部　通常郵便及び小包郵便に適用される規則

第一章　業務の提供

第十三条　基礎業務

1　加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

2　通常郵便物とは、次のものをいう。

2.1　重量二キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物

2.2　重量二キログラムまでの書状、郵便葉書、印刷物及び小形包装物

2.3　重量七キログラムまでの盲人用郵便物

2.4　重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋

3　通常郵便物は、通常郵便に関する施行規則に従って、郵便物の取扱速度又は郵便物の内容品により分類される。

4　2に定める重量制限を超える重量制限は、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従って、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。

5　8に規定する場合を除くほか、加盟国は、更に、その指定された事業体が、この条約の定めるところにより、又は自国から発送する小包の場合においては二国間の取決めを行った後に利用者に一層有利な他の方法により、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

6　重量二十キログラムを超える重量制限は、小包郵便に関する施行規則に定める条件に従って、特定の種類の小包郵便について任意に適用する。

7　その指定された事業体が小包の運送を行っていない加盟国は、運送企業にこの条約の規定を実施させることができる。このような加盟国は、小包郵便業務を、運送企業によって運送が行われる地域から発出し、又は当該地域に宛てた小包に限定することができる。

8　5の規定にかかわらず、二千一年一月一日前に小包郵便物に関する約定の締約国でなかった加盟国は、小包郵便業務を提供する義務を負わない。

第十四条　型による通常郵便物の分類

1　通常郵便物は、前条3に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物（P）、大型郵便物（G）又は巨大郵便物（E）に分類することができる。大きさ及び重量の制限については、通常郵便に関する施行規則に定める。